

引上げ分に係る地方消費税収(地方消費税交付金)の使途(令和5年度決算)

消費税率の改定（平成26年4月1日及び令和元年10月1日）に伴い、引上げ分の地方消費税収（市町村交付金を含む。）は、消費税法第1条第2項に規定する経費（社会保障4経費）、その他社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和5年度東大和市一般会計決算において、引上げ分に係る地方消費税収（地方消費税交付金）の使途については、次のように整理しました。

【歳入】 引上げ分に係る地方消費税交付金の決算額：1,214,316千円
【歳出】 引上げ分に係る地方消費税交付金が充当される事業費の決算額：7,396,391千円

(単位：千円)

頁		予算科目			事業名称	事業費	財源内訳					
							特定財源				一般財源	
							国庫支出金	都支出金	市債	その他		うち引上げ分の地方消費税交付金充当額
決算書	行政報告書	款	項	目								
		3	1	4	障害者福祉費							755,960
163	200	3			自立支援給付費等事業費	2,786,563	1,228,747	828,991			728,825	633,278
163	207	4			自立支援医療・補装具給付事業費	157,014	78,260	39,356			39,398	34,233
163	209	5			地域生活支援事業費	86,792	24,741	15,384			46,667	40,549
163	214	6			在宅障害者支援事業費	40,164	1,057	5,349			33,758	29,332
165	217	9			難病患者福祉手当支給事業費	21,369					21,369	18,568
		3	2	2	児童措置費							278,825
173	232	2			保育園事業	3,229,802	1,003,683	881,068		135,370	1,209,681	117,623
173	238	3			認可外保育施設等利用者に対する補助事業費	19,432	8,078	6,409			4,945	4,297
173	239	4			認証保育所事業	20,290	0	10,603			9,687	8,417
173	240	5			認定こども園事業費	351,985	146,443	105,588			99,954	86,850
173	242	6			地域型保育事業費	254,217	131,458	59,101			63,658	55,313
173	245	8			病児・病後児保育事業費	25,289	7,761	10,249			7,279	6,325
		3	2	7	学童保育所費							60,243
185	269	1			学童保育所運営事業	239,868	36,001	84,117		50,417	69,333	60,243
		4	1	1	保健衛生総務費							119,288
195	289	3			母子保健事業費	78,334	3,011	12,015		1,263	62,045	53,911
197	304	4			成人保健事業費	85,272	275	9,756			75,241	65,377
		合 計				7,396,391	2,669,515	2,067,986	0	187,050	2,471,840	1,214,316

備考 1 「社会保障施策に要する経費」とは、「社会福祉」、「社会保険」、「保健衛生」に関する施策とされています。
2 「社会福祉」では、「高齢者福祉」、「障害者福祉」、「児童福祉」、「生活保護」等が具体的施策とされています。
3 「社会保険」では、「国民健康保険」、「介護保険」等が具体的施策とされています。
4 「保健衛生」では、「健康増進対策」、「感染症 その他の疾病の予防対策」等が具体的施策とされています。